

令和3年9月市議会定例会

企画管理部

議案説明資料

目 次

【予算案件】

- | | | |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 令和3年9月 企画管理部補正予算（案）総括表 | 1 頁 |
| 2 | 大山地域公共施設複合化事業について | 2 頁 |
| 3 | 市民芸術創造センター保全事業について | 4 頁 |

【その他の議決案件】

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| 4 | 富山市過疎地域持続的発展計画の策定について | 5 頁 |
|---|-----------------------|-----|

1 令和3年9月 企画管理部補正予算（案）総括表

【一般会計】

（単位：千円）

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
企画管理部 合計	11,826,284	14,000	11,840,284	
(款2)総務費	11,826,284	14,000	11,840,284	
(項1)総務管理費	3,376,901		3,376,901	
(項2)企画費	8,364,119	14,000	8,378,119	文化施設整備事業費 14,000
(項6)統計調査費	71,718		71,718	
(項7)監査委員費	13,546		13,546	

【官民連携推進事業費】

2 大山地域公共施設複合化事業について

[行政経営課]

(1) 趣旨

PFI手法により実施している大山地域公共施設複合化事業については、令和3年6月議会で特定事業契約締結の議決を受け、正式に事業契約を締結したところであるが、その事業契約書において「既存施設解体撤去業務」として、アスベスト含有建材の有無については、PFI事業者が事前調査を必ず実施し、必要とされる処分費用等を報告することとなっていた。

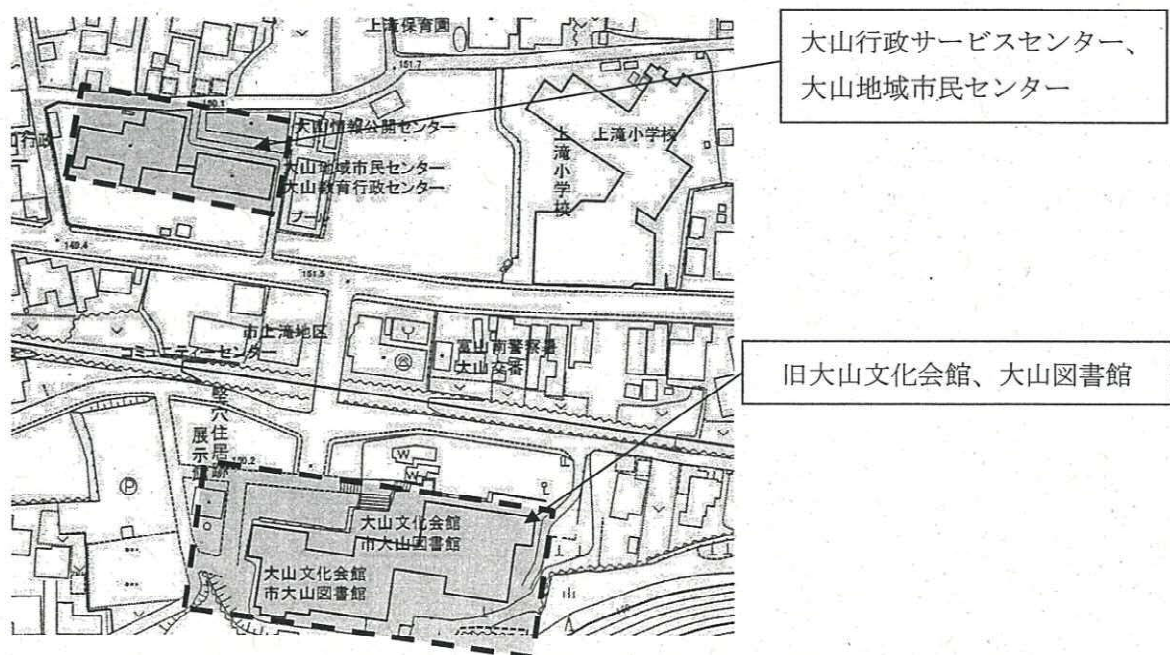
このたび、PFI事業者から調査結果が報告されたことに伴い、別途予算措置することとなっていたアスベスト処理に必要な追加費用を補正するもの。

(2) 調査対象施設の概要及びアスベスト調査の結果

<主な調査対象施設>

施設名称	建築年度	含有の有無	含有場所	解体予定年度
大山行政サービスセンター	S33	有	外壁、煙突、床、天井	R5
大山地域市民センター	S41	有	外壁、天井、壁	
旧大山文化会館、大山図書館	S55	有	天井、煙突	

<調査対象施設位置図>



(3) 全体事業スケジュール (想定)

ア. 全体スケジュール



イ. 令和3年度～令和5年度スケジュール

時期	内容
令和3年 7月	アスベスト調査
9月	債務負担行為の設定 (9月議会)
12月	複合施設 建設着工 特定事業契約の変更契約 (12月議会)
令和5年 4月	複合施設 供用開始
4月 ～ 12月	<u>解体工事 (アスベスト除去含む)</u> <解体対象施設> 大山行政サービスセンター、大山地域市民センター、 旧大山文化会館、大山図書館

(4) 債務負担行為の追加

<設定期間>

令和4年度～令和5年度

<限度額>

236,000千円【令和5年度 解体工事分】

財源内訳	市債	212,400千円
(公共施設等適正管理推進事業債)		
一般財源		23,600千円

【文化施設整備事業費】

3 市民芸術創造センター保全事業について

[文化国際課]

(1) 補正額 14,000千円

財源内訳	市債	12,600千円
	(公共施設等適正管理推進事業債)	
	一般財源	1,400千円

(2) 事業目的

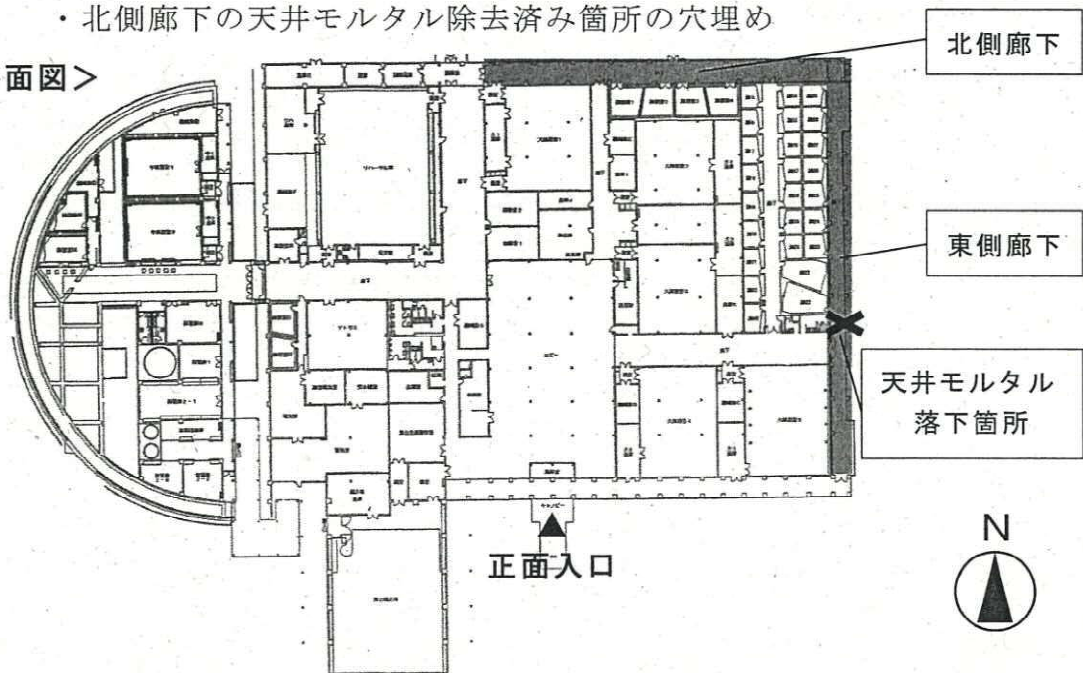
市民芸術創造センターの東側廊下の天井モルタルの一部が、本年6月に剥離し、落下したことに伴い、落下の原因となった雨漏り等に対処するため、廊下の上部外壁改修、屋根防水及び天井補修を行うもの（落下危険箇所の天井モルタルの除去等の応急処置は対応済）。

(3) 事業内容（工事内容・スケジュール）

ア. 外部工事：令和3年11月～12月（工事費：8,000千円）
・東側廊下の上部外壁の再塗装、屋根のアスファルトシート防水

イ. 内部工事：令和4年1月（工事費：6,000千円）
・東側廊下の天井モルタルの剥離・撤去、天井材の貼り付け
・北側廊下の天井モルタル除去済み箇所の穴埋め

<平面図>



4 富山市過疎地域持続的発展計画の策定について

[企画調整課]

(1) 趣旨

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が本年4月1日に施行され、本市は過疎団体ではなくなったものの、令和8年度までは法律の経過措置が適用されることとなった。

対象地域で実施する事業について、国の財政支援を受けるため、富山市過疎地域持続的発展計画を策定するもの。

(2) 計画期間

令和3年度から令和8年度まで（6年間）

(3) 計画の対象地域

旧山田村及び旧細入村の区域

(4) 国の支援措置の主な内容

ア. 過疎対策事業債

充当率100%で、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される。

※ ハード事業に対しては、直近5箇年度のうち、発行額が大きい3箇年度の実績の平均を基準額とし、年度毎の漸減率を乗じて得た額の範囲内で市債の発行が可能（発行可能総額は、約2億7千万円）。

イ. 税制優遇措置

所得税、法人税に係る減価償却費の特例等

(5) 地域の持続的発展の基本的方針

本市では、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを中心施策に据えて取り組んできたところであり、平成17年4月の市町村合併以降、山田地域及び細入地域においては、小・中学校や保育所の改築、常備消防拠点施設の整備、地域間を結ぶ道路の整備など、生活及び都市基盤整備が進展し、一定の成果が見られる。

一方で、両地域は過疎地域からは外れたものの、市内の他の地域と比べ人口減少や高齢化の進行が著しい状況にある。

こうしたことから、今後の過疎対策の推進に当たっては、引き続き、住民の生活に必要な社会基盤等の整備に取り組んでいくとともに、両地域が有する個性や資源を活かしてハード・ソフト両面から両地域の持続的発展のための対策を行い、生活の質の向上を図っていく。

(6) 地域の持続的発展のために計画に位置付けた主な事項

- ア. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
(割山森林公園天湖森整備事業、地域おこし協力隊事業等)
- イ. 産業の振興
(観光・交流施設整備事業、鳥獣対策事業等)
- ウ. 交通施設の整備、交通手段の確保
(市道整備事業、コミュニティバス運行事業等)
- エ. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
(特別保育事業等)
- オ. 教育の振興
(スクールバス運行事業等)
- カ. その他地域の持続的発展に関し必要な事項
(国土地籍調査事業)